

主な指摘事項 【看護小規模多機能型居宅介護】

区分	項目	内容	文書指摘件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	<p>契約書又は重要事項説明書等(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については修正を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費等の金額について、運営規程との間で齟齬が見られたため、実際の金額を記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 ・記録の保存期間について、サービス完結の日から5年間とすること。 	1件
運営	指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会については、身体的拘束等についての事例の集計や分析、事例の適正性と適正化策の検討等を行う必要があるが、身体的拘束等を行っている利用者があるにも関わらず、一部の議事録において事例の集計のみとなり、当該委員会として不十分なものがあつた。当該委員会は3月に1回以上開催し、身体的拘束等の事例の集計のみならず、事例についての分析や適正性、適正化策の検討を行うこと。 	1件
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室あてに変更届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用に当たっての留意事項について記載すること。 	1件
運営	地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うこと。 	1件
運営	運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者に対し、事故の発生の防止のための研修を定期的に行うこと。 	1件

計5件